

政令番号382 プロモトリフルオロメタン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成22年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県							1.4E+3	1,442.0
5	秋田県								
6	山形県							4.5E+1	45.0
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県							2.4E+2	240.0
10	群馬県								
11	埼玉県							2.1E+2	212.0
12	千葉県							1.5E+3	1,480.0
13	東京都							1.0E+3	997.0
14	神奈川県							9.0E+1	90.0
15	新潟県							1.3E+2	128.0
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県							5.0E+1	50.0
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県							1.0E+2	100.0
23	愛知県							3.1E+3	3,051.0
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府							1.0E+3	1,000.0
27	大阪府							3.0E+1	30.0
28	兵庫県							2.8E+1	28.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県							6.6E+2	663.0
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県							1.8E+2	180.0
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県							1.3E+2	130.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県							1.0E+3	1,025.0
45	宮崎県								
46	鹿児島県							1.0E+2	100.0
47	沖縄県								
	全国							1.1E+4	10,991.0